第４　飛行の禁止空域

１　製造者は、装備移転無人航空機の飛行を、次に掲げる空域（自衛隊の施設内等（自衛隊の施設内又は海上（周辺に人又は船舶その他の物件が存在しない海上に限る。）をいう。以下同じ。）の上空を除く。）において行ってはならない。ただし、その飛行により航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないものである場合においては、この限りでない。

⑴　無人航空機の飛行により航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれがあるものとして航空法施行規則第236条の71第１項で定める空域

⑵　前号に掲げる空域以外の空域であって、航空法施行規則第236条の72で定める人又は家屋の密集している地域の上空

２　装備移転無人航空機を飛行させる者は、その飛行を開始する前に、当該装備移転無人航空機を飛行させる空域が航空法施行規則第236条の71第１項第４号の緊急用務空域に該当するか否かの別を確認しなければならない。

３　この節の第４第１項の規定にかかわらず、製造者は、次の各号に掲げる空域（自衛隊の施設内等の上空を含む。）の飛行を行うときは、それぞれ当該各号に定める者と調整し、航空法施行規則第236条の74に掲げる事項を国土交通大臣に通報しなければならない。

⑴　航空法施行規則第236条の71第１項第１号から第３号までの空域　当該空域を管轄する航空交通管制機関及び飛行に係る進入表面等を管理する飛行場の管理者

⑵　航空法施行規則第236条の71第１項第５号の空域　当該空域を管轄する航空交通管制機関

第５　飛行の方法

１　装備移転無人航空機を飛行させる者は、装備移転無人航空機の飛行前に次に掲げる事項を確認しなければならない。

⑴　当該装備移転無人航空機の状況

⑵　当該装備移転無人航空機を飛行させる空域及びその周囲の状況

⑶　当該飛行に必要な気象情報

⑷　燃料の搭載量又はバッテリーの残量

２　製造者は、自衛隊の施設内等の上空以外において装備移転無人航空機の飛行を行う場合には、次に掲げる方法によりこれを行わなければならない。ただし、特に必要があり、次に掲げる方法のいずれかによらずに飛行を行うことが航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を損なうおそれがないものである場合は、当該飛行を行うことができる。

⑴　日出から日没までの間において飛行を行うこと。

⑵　当該装備移転無人航空機及びその周囲の状況を目視その他の手段により常時監視して飛行を行うこと。

⑶　当該装備移転無人航空機と地上又は水上の人又は物件との間に航空法施行規則第236条の79で定める距離を保って飛行を行うこと。

⑷　祭礼、縁日、展示会その他の多数の者の集合する催しが行われている場所の上空以外の空域において飛行を行うこと。

⑸　当該装備移転無人航空機により爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件で航空法施行規則第236条の80で定めるものを輸送しないこと。

⑹　地上又は水上の人又は物件に危害を与え、又は損傷を及ぼすおそれがない場合を除き、当該装備移転無人航空機から物件を投下しないこと。

第６　第三者が立ち入った場合の措置

装備移転無人航空機を飛行させる者は、この節の第４第１項各号に掲げる空域における飛行又はこの節の第５第２項各号に掲げる方法のいずれかによらない飛行（いずれも自衛隊の施設内等以外の上空における飛行に限る。以下「特定飛行」という。）を行う場合において当該特定飛行中の装備移転無人航空機の下に人の立入り又はそのおそれのあることを確認したときは、直ちに当該装備移転無人航空機の飛行を停止し、飛行経路の変更、航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を損なうおそれがない場所への着陸その他の必要な措置を講じなければならない。ただし、当該特定飛行が、地上及び水上の人の安全が損なわれるおそれがないものである場合においては、この限りでない。

第７　飛行計画の確認

１　製造者は、装備移転無人航空機の特定飛行を行う場合には、飛行を予定する空域における装備移転無人航空機及び自衛隊の使用する無人航空機以外の無人航空機の飛行計画を確認し、空域が重複する場合は、当該無人航空機の飛行経路を回避して飛行させなければならない。

２　前項の場合において、製造者は、特段の注意をもって飛行経路周辺における他の無人航空機及び航空機の有無等を確認し、安全確保に努めなければならない。

３　製造者は、装備移転無人航空機の特定飛行を行う場合においては、当該装備移転無人航空機を飛行させる空域において、他の装備移転無人航空機又は自衛隊の使用する無人航空機の飛行を確認したときは、安全確保に努めなければならない。

第８　飛行日誌

製造者は、装備移転無人航空機の特定飛行を行う場合には、次に掲げる内容を記載した飛行日誌を備えなければならない。

⑴　装備移転無人航空機の型式、製造者及び製造番号

⑵　装備移転無人航空機の飛行に関する次の記録

ア　飛行年月日

イ　飛行させた者の氏名及び無人航空機操縦者技能証明書番号（航空法第132条の41に規定する無人航空機操縦者技能証明書の交付を受けている場合に限る。）

ウ　飛行の目的及び経路

エ　離陸及び着陸の場所及び時刻

オ　飛行させた飛行禁止空域及び飛行の方法

カ　製造後の総飛行時間

キ　飛行の安全に影響のあった事項の有無及びその内容

⑶　不具合及びその対応に関する次の記録

ア　不具合の発生年月日及びその内容

イ　対応を行った年月日及びその内容並びに確認を行った者の氏名

⑷　日常点検に関する次の記録

ア　実施年月日及び場所

イ　実施者の氏名

ウ　点検項目ごとの日常点検の結果

⑸　点検整備に関する次の記録

ア　実施年月日及び場所

イ　実施者の氏名

ウ　点検整備の内容

エ　実施の理由

⑹　その他特記事項

第４章　技能基準

１　装備移転航空機（航空法第２条第１項に規定する航空機に限る。次項において同じ。）の運航に従事する者は、当該装備移転航空機について実施する航空業務に必要とされる航空法第22条に規定する航空従事者技能証明又は航空従事者技能証明及び計器飛行証明に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第21号）第３条に規定する航空従事者技能証明を有する者であること。

２　航空法第34条第１項に規定する計器飛行等による装備移転航空機の飛行を行う者は、同項に規定する計器飛行証明を有する者又は航空従事者技能証明及び計器飛行証明に関する訓令第７条に規定する計器飛行証明を有する者であること。